



2016年6月7日 第2016-23号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

中小企業における労働条件の確保・改善に関する 公正取引委員会・経済産業省との通報制度の対象事案拡大

下請取引の適正化は、下請け事業者の経営の安定・健全性を確保する上で重要であるほか、労働者の労働条件の確保・改善にも資するものであることから、厚生労働省では2008年12月2日より、公正取引委員会・経済産業省との通報制度を実施しています。

6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では「長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する」とされました。

このため厚生労働省では、労働基準監督機関

が事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第24条（賃金支払）・同法第32条（労働時間）違反等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による、いわゆる「下請たたき」が存在しているおそれのある事案を把握した場合、下請事業者の意向を踏まえつつ、かつ、秘密保持に万全を期した上で、公正取引委員会または経済産業省に通報する制度を実施することになりました

今後、厚生労働省は各都道府県に設置されている中小企業支援センターで、雇用・労働関係の助成金の周知広報を行うなど、更なる連携強化を図ります。

通報制度の概要は下記をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/0000126310.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/0000126324.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/0000126325.pdf>